

令和 8 年 1 月 19 日 招集

令和 8 年 第 1 回 薩摩川内市議会臨時会

報 告

報 告 番 号	件 名	備 考
1	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成 17 年 3 月 30 日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 1 月 19 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第1号

損害賠償の額を定め、和解するについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月7日

薩摩川内市長 田中良二

公用車による交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 和解の相手方 住 所
氏 名

2 損害賠償の額 99,690円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件交通事故における過失割合は、本市を100パーセントとし、相手方に対する本市の損害賠償の額を99,690円とする。
- (2) 今後、本件交通事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

専決処分する理由

本市公用車による交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解するについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、専決処分する。

参考

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 略

参考

専決第1号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資料）

1 交通事故の概要

令和7年11月27日午前10時頃、中郷一丁目地内の相手方敷地内において起きた事故で、本市職員が、方向転換しようと公用車を前進させたところ、相手方室外機に衝突したものである。

この事故により、公用車は左前部バンパーを損傷し、相手方は室外機を破損し、公用車に3,850円の、相手方室外機に99,690円の物的損害がそれぞれ生じた。

なお、人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

当事者	本市	相手方
損害額	3,850円	99,690円
過失割合	100パーセント	0パーセント
責任額	99,690円	0円
決済方法	本市は、相手方に99,690円を支払う。	

3 その他

相手方への支払額99,690円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済災害共済金から直接支払われる予定である。